

公 示 送 達 書

下記の書類は福井市役所納税課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があればいつでも交付する。

地方税法第20条の2第1項の規定により公示送達する。

令和 8 年 7 月 30 日

福井市長 西行 茂

注意事項

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

国税徴収法第54条による通知

納税義務者

住所 福井県丹生郡越前町道口

氏名 亡川上通相続財産